

4 情報の資格による加点

小学校教諭等（全ての枠を含む。）、中学校教諭等（全ての枠を含む。）、高等学校教諭等及び特別支援学校教諭等（社会人枠を含む。）の出願者のうち、次の＜該当資格＞のいずれかに該当する者で、電子申請の「加点申請」欄にて申請をした者には、第1次試験の教科専門試験（100点満点）に5点又は10点の加点（複数の資格を有する場合も、いずれか一つのみの加点とする。）をする。なお、申請をする場合は、必ず電子申請の「特技・資格」欄にも入力すること。

＜該当資格＞

独立行政法人情報処理推進機構が実施する次の情報処理技術者試験に、平成21年度以降に合格した者

・ITパスポート(5点) ・基本情報技術者(10点) ・応用情報技術者(10点)

※3 英語の資格による加点との重複申請はできない。

5 選考に当たって考慮する事項

校種・職種等	考慮する事項
全ての校種・職種	(1) 部活動・ボランティア活動・JICA（独立行政法人国際協力機構）が実施するJICAボランティア事業に参加する等の幅広い経験を有していること
	(2) 学校図書館司書教諭の資格を所有していること
	(3) 特別支援学校教諭普通免許状を所有していること
	(4) 社会教育主事になりうる資格を所有していること
小学校教諭等	(5) いずれかの教科（英語を除く。）の中学校教諭普通免許状を所有していること
	(6) 中学校教諭普通免許状（英語）又は高等学校教諭普通免許状（英語）を所有していること
	(7) 各資格・検定において＜表1＞(P.15)に示す基準のいずれかを満たしていること ※ 該当する場合は、必ず電子申請の「英語の資格」欄に入力すること。
中学校教諭等	(8) 小学校教諭普通免許状を所有していること
	(9) 複数教科の中学校教諭普通免許状を所有していること
高等学校教諭等	(10) 高等学校教諭普通免許状（情報）を所有していること
中学校教諭等（保健体育）	(11) 剣道4段以上の段位、又は柔道3段以上の段位を所有していること
高等学校教諭等（保健体育）	※ 該当する場合は、必ず電子申請の「特技・資格」欄に入力すること。
高等学校教諭等（数学）	(12) 各資格・検定において＜表1＞(P.15)に示す基準のいずれかを満たしていること
高等学校教諭等（理科）	※ 該当する場合は、必ず電子申請の「英語の資格」欄に入力すること。
特別支援学校教諭等	(13) いずれかの教科の高等学校教諭普通免許状を所有していること

※ 教諭普通免許状及び社会教育主事になりうる資格については、令和7年3月31日までに取得見込みのもの、学校図書館司書教諭の資格については、令和7年3月31日までに必要単位を取得の上、交付申請完了見込みのものを含む。

9 選考結果の通知

第1次試験の結果通知 8月7日(水)午前9時頃	岡山県教育庁教職員課ホームページ(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/)に第2次試験の受験資格を得た者の受験番号を掲載するとともに、第1次試験の完全受験者に結果を簡易書留で送付する。
第2次試験の結果通知 10月4日(金)午前9時頃	岡山県教育庁教職員課ホームページに採用候補者名簿に登録された者の受験番号を掲載するとともに、第2次試験の完全受験者に結果を簡易書留で送付する。

※ 第1次試験、第2次試験ともに、選考結果に関する問合せには一切応じない。

※ 結果は簡易書留で送付するので、返信用封筒には確実に郵便物を受け取ることができる住所を記入しておくこと。7日間以上不在にする場合は、不在届を郵便局に提出することを推奨する。（様式等は日本郵便のホームページで確認すること。）

※ 郵便局による保管期間が過ぎ、岡山県教育庁教職員課へ戻ってきた結果通知については、結果通知日から3か月間保管するので、結果の受取りを希望する者は、その旨を申し出ること。なお、3か月を過ぎたものについては廃棄する。

※ 完全受験しなかった受験者にも、返信用封筒が提出されている場合は、結果を簡易書留で送付する。

※ ホームページへの受験番号の掲載期間は、結果通知日から10日間とする。

10 選考結果の情報提供

時期	対象	内容
第1次試験の結果通知時	第2次試験の受験資格が得られなかった者	・受験した全ての筆記試験の得点並びに面接の評価段階
第2次試験の結果通知時	第2次試験の受験者	・第1次試験で受験した全ての筆記試験の得点並びに面接の評価段階 ・第2次試験で受験した全ての試験の評価段階

11 補欠

第2次試験の完全受験者で採用候補者とならなかった者のうち若干名を、補欠として決定し、採用候補者に欠員が生じた場合等には、補欠を採用候補者名簿に登録することがある。

補欠の決定の有無は、第2次試験の結果通知と併せて行い、補欠を採用候補者名簿に登録する場合には、対象者に個別に通知する。なお、補欠の有効期間は、令和7年3月31日までとする。